佐賀県告示第 206 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成29年3月3日から平成29年4月3日まで 佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	佐賀市大和町大字尼寺字一本松 2415 番 1	平成 29 . 3 . 3
263 号	地先から	
	佐賀市大和町大字尼寺字二本松 2887 番 1	
	地先まで	
県道	小城市三日月町織島字東一本五割 144 番	<i>II</i>
松尾佐賀停	1 地先から	
車場線	佐賀市大和町大字久留間字横馬場三角	
	2923 番 1 地先まで	
	佐賀市大和町大字久留間字今山西谷篭	
	4512 番 1 地先から	
	佐賀市大和町大字久留間字今山西谷篭	
	4504 番 1 地先まで	
	佐賀市大和町大字久留間字今山西谷篭	
	4503 番 1 地先から	
	佐賀市大和町大字久留間字横馬場十四角	
	2833 番 12 地先まで	